

< 報道発表資料 >

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

「犯罪被害者週間」における 啓発パネル展、京都ホンデリング等の実施

「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会全体で犯罪被害者を支え、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、各種啓発事業等に取り組んでいます。

この度、「犯罪被害者週間」（11月25日（火）～12月1日（月））における啓発事業を実施します。

1 啓発パネル展

● 開催日・場所

- (1) 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）～11月14日（金）
左京区役所ロビー
（〒606-0917 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地2）
- (2) 令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）～11月20日（木）
ゼスト御池（市役所前地下街）寺町広場
（〒604-8091 京都市中京区下本能寺前町492-1）
- (3) 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）～12月1日（月）
京都市役所分庁舎1階ロビー
（〒604-0925 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）



● 展示内容

- ・京都犯罪被害者支援センター等の関係機関の支援施策の紹介パネル
- ・「いのちを考える教室※」を受講した龍谷大学付属平安高等学校の生徒による一行詩（書画作品）他

※ 府内の中高生等を対象に行う犯罪被害者遺族講演会

● 主催

京都市、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

2 各区役所・支所における啓発コーナーの設置

● 日時

令和7年11月25日（火）～12月1日（月）

● 展示内容

京都市の犯罪被害者支援施策を紹介するパネルやリーフレット等を展示します。

3 京都ホンデリング ～本（ホン）でひろがる支援の輪（リング）～について

読み終わった本等、不要となった書籍等を寄贈いただき、その売却代金を御寄付として京都市の犯罪被害者総合相談窓口である京都犯罪被害者支援センターによる支援活動に役立てるものです。

以下の日時・場所において、書籍等を寄贈いただくための窓口や回収箱を設置し、京都ホンデリングを実施します。

(1) 京都市役所分庁舎

通年実施 ※ 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

・1階受付横 午前8時～午後6時

・京都市文化市民局くらし安全推進課（地下1階） 午前8時45分～午後5時30分

(2) 各区役所・支所

令和7年11月25日（火）～12月1日（月） 午前9時～午後5時

※ 一部の区役所・支所では、実施日が異なります。また、左京区役所・中京区役所・右京区役所では通年で実施しています。

(3) 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」（中・東洞院通六角下る御射山町262）

通年実施 ※ 水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【月～土】午前9時～午後9時【日・祝】午前9時～午後5時

(4) ゼスト御池（市役所前地下街）寺町広場

令和7年11月18日（火）～11月20日（木） 正午～午後1時

(5) BiVi 二条 入口

通年実施 ※ BiVi 二条の休業日を除く 午前9時～午前0時

なお、寄贈可能な書籍等は、ISBN^{※1}のついた本（2011年以降に発行されたもの）又は規格品番^{※2}のついたCD・DVD・ゲームのみです。

また、マンガ雑誌、週刊誌、百科事典、破損のひどい本、起動できないCD・DVD・ゲームは対象外となります。

※1 本の裏表紙等に記載された10桁又は13桁の番号

※2 CD・DVD・ゲームの背表紙等に記載された英数字4文字と1桁～5桁の数値の組合せ

<ISBN 見本>



○ 犯罪被害者週間について

平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

電話：075-222-3193